

下野市地域包括支援センターこくぶんじ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人下野市社会福祉協議会が開設する下野市地域包括支援センターこくぶんじ（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント（以下「指定介護予防支援等事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営等に関する事項を定め、センターの保健師その他の指定介護予防支援等に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者等（以下「契約者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの担当職員は、契約者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 指定介護予防支援等事業の実施に当たっては、契約者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、契約者の選択に基づき、契約者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 指定介護予防支援等の提供に当たっては、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って、契約者に提供される指定介護予防サービス・介護予防日常生活支援総合事業（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者、日常生活支援総合事業者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 指定介護予防支援等の運営に当たっては、下野市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(指定介護予防支援事業所の名称等)

第3条 指定介護予防支援等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 下野市地域包括支援センターこくぶんじ
- (2) 所在地 下野市小金井 789

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援等の利用

の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

介護支援専門員その他指定介護予防支援に関する知識を有する専従職員を1名以上配置。

(営業日及び営業時間)

第5条 センター営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援等の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 契約者の相談は、指定介護予防サービス事業者等内及び契約者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 契約者及び家族との面談により、契約者を支援すべき総合的課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(3) サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス・支援計画書(以下「計画書」という。)を作成する。

(4) 指定介護予防サービス事業所等からの報告及び契約者の継続的なアセスメントにより、計画書の実施状況を把握し、必要に応じて、計画書変更等を行う。

(5) 計画書に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(6) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生労働省令第37号第29条から第31条)に従って実施する。

(指定介護予防支援等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援等が法定代理受領サービスであるときは、契約者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、国分寺地区とする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、契約者に対する指定介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、下野市、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講

じなければならない。

- 2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、センターの責に帰すべからず事由による場合は、この限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 センターは、指定介護予防支援等の提供中に、当該センター従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援等事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 センターは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(ハラスメント対策に関する事項)

第13条 センターは、ハラスメントの対策のため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 契約者及びその家族が、故意又は重大な過失によりセンター若しくは担当職員の生命・身体・財産・信用等を傷つけるおそれのある行為（暴言や暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、無理な要求、体を触る、性的な言動、ストーカー行為、職員の写真や動画撮影や録音等を無断で行う、SNS等に掲載するなどのハラスメント・迷惑行為）があった場合はサービスの中止や契約解除を含めた毅然とした対応を行う。
- (2) センターにおけるハラスメントに対する行動指針を整備する。
- (3) センターにおいて、相談窓口の設置やマニュアルの整備を行う。

(苦情対応)

第14条 センターは、自ら提供した指定介護予防支援等又は自らが計画書に位置付けた指定介護予防サービス等に対する契約者及び契約者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行う。また、苦情対応した場合は記録する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 担当職員は、業務上知り得た契約者又は契約者の家族に関する秘密を保持する。

- 2 センターは担当職員であった者が従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容とする。
- 3 センターは指定介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援等の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は下野市、社会福祉法人下野市社会福祉協議会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は令和6年4月1日から施行する。

この規定は令和8年10月1日から施行する。